

【憲法】

在外国民であるXらは、20**年10月施行の衆議院議員選挙（以下「本件選挙」という。）において選挙権を行使することができなかったと仮定する。それは選挙当時の公職選挙法の規定が、在外国民に選挙権の行使を保障する規定を置いていなかったためであるとする。そこでXらは国に対して、国会が在外国民に選挙権の行使を保障する旨の公職選挙法の改正を怠っていたために本件選挙で選挙権を行使できず損害を被ったとして、慰謝料の支払を求めて訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

なお、在外国民の選挙権行使については、本件選挙の12年前の時点で、その実現が可能であることを前提に、内閣によって公職選挙法の改正法案が国会に提出されていたが十分な審議がなされず廃案となり、その後本件選挙に至るまで法改正はなされなかったものとする。

〔設問〕

判例を参照しつつ、本件訴訟についてどのように判断すべきか論じなさい。

なお、当時の公職選挙法が在外国民に対して選挙権の行使を認めていなかったことが違憲であることの確認を求めることも考えられるが、この点については論じなくてよい。